

## ○ 市町村職員の退職手当に関する条例施行規則

平成4年7月28日  
規則第5号

改正 平成5年3月5日規則第1号	平成5年12月7日規則第6号
平成10年2月16日規則第1号	平成14年2月27日規則第1号
平成16年3月30日規則第2号	平成17年7月1日規則第1号
平成18年3月31日規則第4号	平成20年2月19日規則第1号
平成21年4月13日規則第1号	平成22年3月29日規則第2号
平成25年5月8日規則第1号	平成28年3月29日規則第3号
平成29年2月20日規則第3号	平成29年8月30日規則第7号
平成30年7月19日規則第1号	令和元年8月22日規則第5号
令和2年2月17日規則第5号	令和5年3月27日規則第2号
令和7年3月11日規則第4号	令和7年12月3日規則第12号

### (目的)

**第1条** この規則は、市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年条例第15号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合 島根県市町村総合事務組合をいう。
- (2) 規約 島根県市町村総合事務組合規約をいう。
- (3) 条例 市町村職員の退職手当に関する条例をいう。
- (4) 管理者 島根県市町村総合事務組合管理者をいう。
- (5) 市町村 条例第1条に規定する組合市町村をいう。
- (6) 職員 条例第2条に規定する職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき市町村が定める条例により派遣された職員、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条の規定に基づき設立された法人に派遣された職員を含む。）をいう。

### (基礎在職期間)

**第2条の3** 条例第5条の2第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- (1) 条例第10条第6項本文に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間

- (2) 条例第10条の4第2項に規定する再び職員となった者の同条に規定する特定法人役職員としての在職期間
- (3) 条例附則第16項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

**(条例6条の4第1項に規定する休職月等)**

**第2条の3** 条例第6条の4第1項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は同法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（第2条の7に規定する要件に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業法（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号））  
第2条第1項の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間  
(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。) のあつた休職月等又は同法第10条に規定する育児短時間勤務により勤務した期間のあつた育児短時間勤務月等 退職した者が属していた条例第6条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等がある休職月等及び育児短時間勤務月等にあっては職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等ごとにそれぞれの最初の休職月等及び育児短時間勤務月等から順次数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等及び育児短時間勤務月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等がない休職月等及び育児短時間勤務月等にあっては当該休職月等及び育児短時間勤務月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）及び前号に規定する事由以外の事由により勤務した期間のあつた育児短時間勤務月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等にあっては職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等

ごとにそれぞれその最初の休職月等及び育児短時間勤務月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等及び育児短時間勤務月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等及び育児短時間勤務月等がない休職月等及び育児短時間勤務月等にあっては当該休職月等及び育児短時間勤務月等

（基礎在職期間に職員としての在職期間以外の期間が含まれる者の取扱い）

**第2条の4** 退職した者の基礎在職期間に条例第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第6条の4第1項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- (2) 前各号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

（職員の区分）

**第2条の5** 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

**第2条の6** 前条（第2条の3の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、

当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

**第2条の7** 条例第9条第5項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして自己啓発等休業の期間の初日の前日までに、市町村の長の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（条例第9条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 通勤（条例第4条第2項に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。以下同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は条例第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

ロ 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ハ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合  
ニ 条例第10条第3項又は第15条の規定に該当して退職した場合

**（改正条例附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額）**

**第2条の8** 市町村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第3号。以下「条例第3号」という。）附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、同条第2項に規定する者が、特定基

基礎在職期間において職員として在職していたものとみなした場合に、その者が条例第3号の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

(改正条例附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額)

**第2条の9** 条例第3号附則第3条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項に規定する規則で定める額は、前条に規定する給料月額とする。

(職員の異動等の報告)

**第3条** 市町村の長は、当該市町村職員について、次の各号の一に該当する者があるときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

- (1) 就職したとき 月例報告書（別記様式第1号）、職員就職（転入）報告書（別記様式第2号）、職員台帳（別記様式第3号）
- (2) 退職、失職、解職、免職又は死亡したとき 月例報告書（別記様式第1号）、職員退職（死亡・失職・解職・転出）報告書（別記様式第4号）
- (3) 給料額の異動があったとき 月例報告書（別記様式第1号）、職員給料額報告書（別記様式第5号）
- (4) 定年に達した者を勤務延長したとき 勤務延長報告書（別記様式第5号の2）
- (5) 休職、停職、休業若しくは組合専従職員となったとき又は復職したとき 職員休職（停職・休業・専従・派遣）復職報告書（別記様式第6号）
- (6) 条例第9条第6項、第7項の規定による職員以外の地方公務員等の規定に該当する者が職員となったとき（別記様式第2号、第3号並びに勤務記録又は人事記録）
- (7) 条例第9条の2の規定により、引き続いて勤務した者が職員となったとき（別記様式第2号、第3号並びに勤務状況証明若しくは勤務記録）
- (8) 氏名又は現住所に変更があったとき 氏名等変更報告書（別記様式第7号）

(退職手当の請求)

**第4条** 退職手当の請求又は遺族退職手当の請求はすべて職員が退職当時所属していた市町村を経由して管理者に提出するものとする。

2 遺族退職手当受給権者が死亡し、まだ給付の請求をしなかったときは、給付の支給を受けることができる遺族又は相続人は、自己の名をもって死亡者の給付の請求をすることができる。

3 市町村の廃置分合等により退職当時の市町村が廃止された場合において、書類はその退職当時の市町村の事務を承継した市町村を経由するものとする。

**(普通又は定年による退職手当の請求)**

**第5条** 条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項の規定に該当し、その者の都合による退職、又は定年による退職及び第7条の規定により退職した場合の退職手当を請求するときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 退職手当請求書（別記様式第9号）
- (2) 職員在職中の履歴書（別記様式第11号）
- (3) 退職所得の受給に関する申告書（別記様式第12号）

**(死亡による退職手当の請求)**

**第6条** 条例第3条第1項、第4条第2項、第5条第2項及び第7条の規定に該当するもののうち、死亡により退職した場合の退職手当を請求するときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 退職手当請求書（別記様式第9号）
- (2) 職員在職中の履歴書（別記様式第11号）
- (3) 戸籍謄本
- (4) 条例第2条の2第1項第1号かっこ書の規定に該当するときは、その事実を証明する書類
- (5) 条例第2条の2第1項第2号又は第3号の規定に該当するときは、生計関係申立書（別記様式第13号）
- (6) 前号の場合において、退職手当の支給を受ける権利を有する同順位者が2人以上ある場合には、全員連署による総代者選任届書（別記様式第14号）

**(傷病による退職手当の請求)**

**第7条** 条例第3条第1項、第4条第1項の規定に該当するもののうち、傷病により退職した場合の退職手当を請求するときは、第5条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医師の診断書
- (2) 厚生年金保険法第47条第2項に規定する傷病に該当することを証明する書類

**(勧奨による退職手当の請求)**

**第8条** 条例第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は附則第4項の規定に該当するもののうち、勧奨により退職した場合の退職手当を請求するときは、第5条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 退職勧奨の記録（別記様式第8号）

**(退職勧奨の記録の作成者、記載事項)**

**第9条** 前条第1項第1号に規定する退職勧奨の記録は、市町村の長又はその委任を受けた者が作成しなければならない。

2 退職勧奨の記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 採用年月日及び退職年月日並びに勤続期間
- (3) 退職における職名、給料月額及び年齢
- (4) 退職勧奨を行った年月日及びその理由
- (5) 退職勧奨に対する職員の応諾年月日
- (6) その他参考となるべき事項

**(整理による退職手当の請求)**

**第10条** 条例第5条第1項の規定に該当するもののうち、廃職又は過員により退職した場合の退職手当を請求するときは、第5条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村の予算書
  - (2) 職員の新旧定数条例の写
  - (3) 職員定数条例に係る議会の議決書の写
  - (4) 組織の改廃による場合は、組織の改廃に係る議会の議決書の写
  - (5) 市町村の長の証明並びに副申書
- 2 前項の規定に該当するもののうち、条例第5条第3項の適用を受ける場合は、前項に掲げる書類のほか、基本給月額証明書（別記様式第15号）

**(公務又は通勤災害による退職手当の請求)**

**第11条** 条例第3条第1項、第4条第2項、第5条第2項の規定に該当する通勤による災害又は第5条第1項の規定に該当する公務上の傷病若しくは死亡により退職した場合の退職手当を請求するときは、第5条に規定する書類のほか、次の書類を添付しなればならない。

- (1) 医師の診断書
- (2) 事故発生前後における状況を明瞭にし得るもの
- (3) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第45条の規定に基づく公務災害の認定通知書の写
- (4) 市町村の長の証明並びに副申書

2 前項の規定に該当するもののうち、条例第5条第3項の適用を受ける場合は、前条第2項を準用する。

(書類の受理及び審査)

**第12条** 管理者は、退職手当の請求書類の提出を受付けたときは、遅延なくこれを受理し、審査しなければならない。

2 前項による審査の結果不備があるとき及び審査上必要があると認めたときは、実地に調査し若しくは退職者に出頭を求め又は必要書類の提出を求めることができる。

3 管理者は、審査の結果受給権がないと認めたときは、その理由を付して当該請求者に返送するものとする。

(退職手当の裁定及び通知)

**第13条** 管理者は、前条の規定により審査した結果受給権があると認めたときは、退職手当裁定通知書（別記様式第16号）により裁定するものとする。

2 前項の規定により裁定したときは、退職手当裁定通知書を市町村の長及び受給者に通知しなければならない。

(退職手当の支給)

**第14条** 退職手当は、退職手当の請求者の申し出により口座振込みの方法により支給する。ただし、やむを得ない事由により、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項の申し出は、第5条及び第6条に規定する退職手当請求書に必要な事項を記入して行うものとする。

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

**第15条** 条例第13条第2号に規定する規則で定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

(1) 市町村の長 市町村の長

(2) 職員のうち、当該職員の退職の日において当該職員に対し条例第13号第2号に規定する懲戒免職等処分の権限を有していた機関がないものであって、前号に掲げる者以外のもの 当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関

(退職手当の支給制限等に関する報告)

**第16条** 市町村の長は、当該市町村を退職した者が次の各号に定める事由に該当したときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

(1) 条例第14条第1項各号又は第16条第1項各号に定める事由に該当したとき 退職

手当支給制限に関する報告書（別記様式第38号）

- (2) 条例第15条第1項から第3項までに定める事由に該当したとき 退職手当支払差止に関する報告書（別記様式第39号）
- (3) 条例第15条第1項から第3項までの規定により退職手当支払差止処分を受けた者が、同条第5項各号に定める事由が生じた場合又は退職手当支払差止処分後に判明した事実若しくは生じた事情に基づき当該支払差止処分を取り消すことが適當と認めた場合 退職手当支払差止処分の取消しに関する報告書（別記様式第40号）
- (4) 条例第17条第1項各号に定める事由に該当するとき 退職手当の返納等に関する報告書（別記様式第41号）
- (5) 条例第19条第1項から第5項までの規定による処分の要件を満たすと認められるとき 退職手当相当額の納付に関する報告書（別記様式第42号）

**（退職手当支給制限処分書の様式）**

**第16条の2** 条例第14条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び条例第16条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当支給制限処分書（別記様式第43号）のとおりとする。

2 条例第16条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当支給制限処分書（別記様式第44号）のとおりとする。

**（退職手当支払差止処分書の様式）**

**第16条の3** 条例第15条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記様式第45号）のとおりとする。

2 条例第15条第2項（同項第1号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記様式第46号）のとおりとする。

3 条例第15条第2項（同項第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記様式第47号）のとおりとする。

4 条例第15条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記様式第48号）のとおりとする。

**(退職手当返納命令書の様式)**

**第16条の4** 条例第17条第1項（同項第1号又は第2号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当返納命令書（別記様式第49号）のとおりとする。

2 条例第17条第1項（同項第3号に該当する場合に限る。）の規定による処分に係る同条第6項又は条例第18条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当返納命令書（別記様式第50号）のとおりとする。

**(条例第19条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)**

**第16条の5** 条例第19条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、条例第19条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（別記様式第51号）

**(退職手当相当額納付命令書の様式)**

**第16条の6** 条例第19条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当相当額納付命令書（別記様式第52号）のとおりとする。

2 条例第19条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第14条第2項の書面の様式は、退職手当相当額納付命令書（別記様式第53号）のとおりとする。

**(基本手当の日額)**

**第17条** 条例第12条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。

**(賃金日額)**

**第18条** 賃金日額は、退職の月前における最後の6月（月の末日に退職した場合には、その月及び前5月。以下「退職の月前6月」という。）に支払われた給与（臨時に支払われる給与及び3箇月を超える期間ごとに支払われる給与を除く。以下この条において同じ。）の総額を180で除して得た額とする。

2 給与が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合において、前項の規定による額が、退職の月前6月に

支払われた給与の総額を当該期間中に労働した日数で除して得た額の100分の70に相当する額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該額をもって賃金日額とする。

- 3 前2項に規定する給与の総額は、職員に通貨で支払われたすべての給与によって計算する。
- 4 退職の月前6月に給与の全部又は一部を支払われなかつた場合における給与の総額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。
  - (1) 退職の月前6月において給与の全部を支払われなかつた場合においては、当該6月の各月において受けるべき基本給月額（条例第6条の5第2項に規定する基本給月額をいう。以下この項において同じ。）の合計額
  - (2) 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の全部を支払われなかつた場合においては、その月において受けるべき基本給月額と退職の月前6月に支払われた給与の額との合計額
  - (3) 退職の月前6月のうちいずれかの月において給与の一部を支払われなかつた期間がある場合においては、当該期間の属する月において受けるべき基本給月額（当該基本給月額が、その期間の属する月に支払われた給与の額に満たないときは、その支払われた額とする。）と退職の月前6月のうち当該期間の属する月以外の月に支払われた給与の額との合計額
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、雇用保険法第17条第4項第1号に掲げる額に満たないときはその額を、同項第2号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

#### （退職票の交付）

**第19条** 市町村の長は、退職した者が、条例第12条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受ける資格を有している場合においては、その者の申請に基づき市町村職員退職票交付申請書（別記様式第17号）を管理者に提出し、市町村職員退職票（以下「退職票」という。）（別記様式第18号）をその者に交付しなければならない。

#### （在職票の交付）

**第20条** 市町村の長は、勤続期間12月未満で退職した者から請求のあったときは、市町村職員在職票（以下「在職票」という。）（別記様式第19号）をその者に交付しなければならない。

**(退職票の提出)**

**第21条** 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「受給資格者」という。）は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）に出頭し、第19条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをしたうえ、その旨証明を受けてこれを管理者に提出しなければならない。この場合において、その者が第24条第5項又は第24条の4第4項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。

**(受給資格証の交付等)**

**第22条** 管理者は、受給資格者から前条の規定による退職票の提出及び求職の申込みを受けたときは、失業者退職手当受給資格証（以下「受給資格証」という。）（別記様式第20号）を当該受給資格者に交付しなければならない。

**(条例第12条第1項に規定する規則で定める者)**

**第22条の2** 条例第12条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (3) 公務上の傷病により退職した者
- (4) その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者
- (5) 勤務公署の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者

**(条例第12条第1項に規定する規則で定める理由)**

**第23条** 条例第12条第1項に規定する規則で定める理由は、次のとおりとする。

- (1) 疾病又は負傷（条例第12条第11項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ないと認めるもの

**(受給期間延長の申出)**

**第24条** 条例第12条第1項の規定による申出は、受給期間延長等申請書（別記様式第21号）に医師の証明書その他の前条各号に掲げる理由に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて管理者に提出することによって行うものとする。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由が

あるときは、これを添えないことができる。

- 2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第12条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過するまでの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。ただし、天災その他申し出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にしなければならない。
- 4 第2項ただし書きの場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。
- 5 管理者は、第1項の申出をした者が条例第12条第1項に規定する理由に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（別記様式第22号）を交付しなければならない。この場合（第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで同項に規定する申出を受けたときを除く。）において、管理者は、受給資格証又は退職票に必要な事項を記載した上、その者に返付しなければならない。
- 6 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管理者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、管理者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければならない。
  - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合  
交付を受けた受給期間延長等通知書
  - (2) 条例第12条第1項に規定する理由がやんだ場合  
交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証又は退職票
- 7 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の元の任命権者に提出しなければならない。
- 8 前項の規定は、第6項の場合及び第2項ただし書の場合における第1項の申出に、第1項ただし書の規定は、第6項の場合について準用する。

（条例第12条第4項の規則で定める事業）

**第24条の2** 条例第12条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) その事業を開始した日又はその事業に専念し始めた日から起算して、30日を経過する日が、条例第12条第1項に規定する雇用保険法（昭和49年法律第116号）第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの
- (2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当を除く。）に相当する退職手当の支給を受けたもの
- (3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管理者が認めたもの

**(条例第12条第4項の規則で定める職員)**

**第24条の3** 条例第12条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第12条第1項に規定する退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員
- (2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして管理者が認めた職員

**(支給の期間の特例の申出)**

**第24条の4** 条例第12条第4項に規定する雇用保険法第20条の2に規定する場合に相当するものとして規則で定める場合は、条例第12条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員が管理者にその旨を申し出た場合とする。

2 前項の申出は、受給期間延長等申請書（別記様式第21号）に登記事項証明書その他条例第12条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票。以下この条において同じ。）を添えて管理者に提出することによって行うものとする。

3 前2項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が条例第12条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2箇月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出

をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 4 管理者は、特例申出をした者が条例第12条第1項に規定する退職の日後に同条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めたときは、その者に受給期間延長等通知書（別記様式第22号）を交付しなければならない。この場合（第6項の規定により準用する第24条第1項ただし書の規定により受給資格証を添えないで特例申出を受けたときを除く。）において、管理者は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
- 5 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を管理者に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、管理者は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。
  - (1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合  
交付を受けた受給期間延長等通知書
  - (2) 条例第12条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格証

- 6 第24条第7項の規定は、特例申出及び前項の場合並びに第3項ただし書の場合における特例申出に、第24条第1項ただし書の規定は、第2項及び前項の場合に、第24条第3項及び第4項の規定は、第3項ただし書の場合における特例申出について準用する。

#### （基本手當に相当する退職手当の支給調整）

**第25条** 基本手當に相当する退職手當で条例第12条第1項の規定によるものは、当該受給資格者が第21条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数（条例第12条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 受給資格者が待期日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌月から起算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手當に相当する退職手当を支給する。
  - (1) 雇用保険法の規定による基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金
  - (2) 基本手當に相当する退職手当
  - (3) 条例第12条第5項又は第6項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第12条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第12条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第12条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第12条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあっては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給日）

**第26条** 基本手当に相当する退職手当は、管理者の指定する日にそれぞれの前日までの間における失業の認定を受けた日の分を支給する。

（基本手当に相当する退職手当の支給手続）

**第27条** 条例第12条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書（別記様式第23号）に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第12条第1項の規定による退職手当に係る場合にあっては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあっては第21条に規定する求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、前項に規定する失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。

3 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、前条の支給期ごとに基本手当に相当する退職手当支給請求書（以下「請求書」という。）（別記様式第24号）を管理者に提出しなければならない。

- 4 管理者は、前項の請求書を受理した場合においては、受給資格者が雇用保険法第19条及び第32条から第34条までの規定に準じて支給の制限を行うべき事実の有無を確認の上、前回の支給日以降当該支給日の前日までの期間について失業の確認をした上、当該期間に係る基本手当に相当する退職手当を支給しなければならない。
- 5 管理者は、失業者の退職手当を支給するに当っては、失業者の退職手当支給台帳（別記様式第25号）を作製して、所定の事項を記載し、退職票とともに保管しなければならない。

（公共職業訓練等を受講する場合における届出）

**第28条** 受給資格者は、管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第15条第3項に規定する公共職業訓練等を受けることとなったときは、速やかに公共職業訓練等受講届（以下「受講届」という。）（別記様式第26号）及び公共職業訓練等通所届（以下「通所届」という。）（別記様式第27号）に受給資格証を添えて管理者に提出するものとする。第24条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 管理者は、前項の規定による受講届及び通所届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。
- 3 受給資格者は、受講届及び通所届の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を記載した届書に受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。第24条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。
- 4 管理者は、前項の規定による届書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

（技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続）

**第29条** 受給資格者は、条例第12条第10項第1号又は同条第11項第1号若しくは第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書に受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。第24条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

- 2 管理者は、前項の規定による証明書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

（条例第12条第10項第2号に規定する規則で定める者）

**第29条の2** 条例第12条第10項第2号イに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職し

た条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの

- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。次号において同じ。）の事務又は事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第12条第10項第2号口に規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

**（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）**

**第30条** 受給資格者は、条例第12条第11項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第28号）に受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。第24条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 管理者は、前項の規定による支給申請書の提出を受けたときは、受給資格証に必要な事項を記載し、当該受給資格者に返付しなければならない。

**（退職票等の提出）**

**第31条** 退職票又は在職票の交付を受けた者が条例第12条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあっては、当該在職票に係る退職の日の翌月から起算して1年の期間内）に条例第2条第1項の職員となった場合においては、当該退職票又は在職票を新たに所属することとなった市町村の長に提出しなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定により退職票又は在職票を提出した者が勤続期間12月末満で退職するときは、当該退職票又は在職票をその者に返付しなければならない。

**（退職票等の再交付）**

**第32条** 受給資格者又は勤続期間12月末満で退職した者は、退職票又は在職票を滅失

又は損傷した場合においては、管理者にその旨を申し出て退職票又は在職票の再交付を受けることができる。

- 2 管理者は、前項の規定による再交付するときは、その退職票又は在職票に再交付の旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 3 退職票又は在職票の再交付があったときは、もとの退職票又は在職票はその効力を失う。

**(受給資格証の再交付)**

**第33条** 前条の規定は、受給資格証の再交付について準用する。この場合において、同条中「退職票又は在職票」とあるのは「受給資格証」と読み替えるものとする。

**(高年齢受給資格証の交付等)**

**第34条** 管理者は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）から退職票の提出及び求職の申込みを受けたときは、失業者退職手当高年齢受給資格証（以下「高年齢受給資格証」という。）（別記様式第29号）をその者に交付しなければならない。

**(特例受給資格証の交付)**

**第35条** 管理者は、特例一時金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者（以下「特例受給資格者」という。）から退職票の提出及び求職の申込みを受けたときは、失業者退職手当特例受給資格証（以下「特例受給資格証」という。）（別記様式第30号）をその者に交付しなければならない。

**(準用)**

**第36条** 第19条、第21条前段、第25条第2項、第27条第1項及び第3項並びに第31条から第33条までの規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第25条第2項各号を除く。）中「条例第12条第1項又は第3項」とあるのは「条例第12条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第5項」と、「失業認定申告書（別記様式第23号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（別記様式第31号）」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第12条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相

当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

- 2 第19条、第21条前段、第25条第2項、第27条第1項及び第3項並びに第31条から第33条までの規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第25条第2項各号を除く。）中「条例第12条第1項又は第3項」とあるのは「条例第12条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「条例第12条第1項」とあるのは「条例第12条第7項」と、「失業認定申告書（別記様式第23号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（別記様式第32号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第12条第1項に規定する期間内（在職票の交付を受けた者にあっては、当該在職票に係る退職の日の翌日から起算して1年の期間内）に」とあるのは「当該退職票又は在職票に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過する日までに、特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

**（高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等）**

**第37条** 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第12条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第1項において準用する第21条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第12条第5項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第27条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第12条第6項の規定による退職手当に係る場合にあっては前条第1項において準用する第21条の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。

- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第12条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

**（特例一時金に相当する退職手当の支給手続等）**

**第38条** 特例一時金に相当する退職手当で条例第12条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第36条第2項において準用する第21条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第12条第7項の規定による退職手当に係る場合にあっては第36条第2項において準用する第27条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第12条第8項の規定による退職手当に係る場合にあっては第36条第2項において準用する第21条の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第12条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあっては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

**（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）**

**第39条** 受給資格者又は条例第12条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち同項第1号に該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあっては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第34号）に、同項第1号に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあっては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第34号の2）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（別記様式第35号）に、条例第12条第11項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（別記様式第36号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退

職手當にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第37号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手當にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記様式第37号の2）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手當にあっては退職手当支給申請書（別記様式第37号の3）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 管理者は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に必要な事項を記載し、その者に返付しなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成4年7月1日より適用する。
- 2 この規則の施行の際現に退職手當の支給について従前の島根県市町村職員退職手当組合市町村職員退職手当支給条例等施行規則（昭和28年島退告示第1号。以下「従前の支給規則」という。）によって行った行為は、この規則相当規定によって行ったものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に従前の支給規則により作成されていた用紙は、当分の間なおこれを使用することができる。

#### 附 則（平成5年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年2月25日から適用する。

#### 附 則（平成5年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、平成6年3月1日から施行する。

#### 附 則（平成10年規則第1号）

この規則は、平成10年2月16日から施行する。

#### 附 則（平成14年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成16年規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

**附 則（平成 17 年規則第 1 号）**

この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

**附 則（平成 18 年規則第 4 号）**

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則（平成 20 年規則第 1 号）**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の改正規定は、日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。

**附 則（平成 21 年規則第 1 号）**

この規則は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用する。

**附 則（平成 22 年規則第 2 号）**

この規則は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用する。

**附 則（平成 25 年規則第 1 号）**

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則（平成 28 年規則第 3 号）**

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（平成 29 年規則第 3 号）**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則（平成 29 年規則第 7 号）**

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 30 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第 5 号）

（施行期日）

1 公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 2 年規則第 5 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年 12 月 14 日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の適用日前に退職した者がこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 22 条の 2 第 2 号に掲げる者に該当する場合には、この規則による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 22 条の 2 に規定する条例第 12 条第 1 項に規定する規則で定める者とみなす。

3 新規則第 24 条第 2 項の規定は、同規則第 19 条に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日が適用日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日から起算して 4 年を経過する日が適用日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、現に提出され、又は交付されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、新規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年規則第 2 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和4年7月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の規定による様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年規則第4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第12号の改正規定については、令和8年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の様式（別記様式第12号を除く。次項において「旧様式」という。）による書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条の5）

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職
-------	---

	<p>給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者で同表9号俸以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第2号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者で同表4号俸から8号俸までであったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第3号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までであったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第4号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律</p>

	<p>第95号) の行政職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の公安職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の医療職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第5号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の行政職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律</p>

	<p>第95号) の公安職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の医療職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第4号区分の項目第3号に掲げる者を除く。)のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第6号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の行政職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の公安職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職</p>

	<p>給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に掲げる者を除く。）のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>5 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第7号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用さ</p>

	<p>れていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が8級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が3級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が6級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>5 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が6級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第8号区分	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用さ

れていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの

2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの

3 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの

4 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの

5 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受け

	<p>ていた者でその属する職務の級が5級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が5級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>7 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第9号区分	<p>1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が6級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が6級であったもの（第8号区分の項目第2号に掲げる者を除く。）のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律</p>

	<p>第95号) の公安職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の医療職俸給表(一)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもの(第8号区分の項第4号に掲げる者を除く。)のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>5 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の医療職俸給表(二)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級以上であったもの(第8号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表(その構造が一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の医療職俸給表(三)に準ずるものに限る。)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>7 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第10号区分	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用さ

	<p>れていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が4級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
2	<p>平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が3級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
3	<p>平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が4級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
4	<p>平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けた者でその属する職務の級が1級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
5	<p>平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受け</p>

	<p>ていた者でその属する職務の級が2級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 平成8年4月1日から平成18年3月31までの間において適用されていた組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>7 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれかの職員の区分に属しないこととなる者

□ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<p>1 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者で同表6号俸以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第2号区分	<p>1 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までであったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困</p>

	<p>難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第3号区分	<p>1 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第4号区分	<p>1 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給</p>

	<p>与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 10 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第 5 号区分	<p>1 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給</p>

	<p>与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 9 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級以上であったもの（第 4 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。）のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第 6 号区分	<p>1 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給</p>

	<p>与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級以上であったもの（第 4 号区分の項第 3 号及び第 5 号区分の項第 3 号に掲げる者を除く。）のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>5 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第 7 号区分	<p>1 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に</p>

	<p>関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 7 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>5 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第 8 号区分	1 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に

	<p>関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
2	<p>平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
3	<p>平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 6 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
4	<p>平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
5	<p>平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5</p>

	<p>級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>7 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第 9 号区分	<p>1 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の行政職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級であったもの（第 8 号区分の項第 2 号に掲げる者を除く。）のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5</p>

	<p>級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 2 級以上であったもの（第 8 号区分の項第 4 号に掲げる者を除く。）のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>5 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 5 級以上であったもの（第 8 号区分の項第 5 号に掲げる者を除く。）のうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>6 平成 18 年 4 月 1 日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 4 級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>7 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第10号区分	1 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が 3 級

	<p>以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>2 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による行政職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の行政職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>3 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による消防職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の公安職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>4 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（一）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>5 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（二）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p>
--	---

	<p>6 平成18年4月1日以後適用されている組合市町村の職員の給与に関する条例の規定による医療職給料表（その構造が一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の医療職俸給表（三）に準ずるものに限る。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上であったもののうち、その者の職制上の段階、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して組合市町村の長が定めるもの</p> <p>7 その者の職制上の段階、職務の級、階級その他職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、前各号に掲げる者に準ずるものとして組合市町村の長が定めるもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれかの職員の区分に属しないこととなる者